さぬき市告示第１７５号

地方税法第２０条の２第１項の規定に基づき、別紙に掲げる書類を公示送達する。

なお、送達すべき書類は、市民部税務課で保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月４日

さぬき市長　　大　山　茂　樹



公　示　送　達　書

送達する書類		令和8年度国民健康保険税（第3期）督促状	
送達を受けるべき者			備　考
住（居）所 （所在地）		氏　名 （名　称）	
1	さぬき市志度	網野　翔斗	
2	さぬき市志度	山口　勇也	
3	さぬき市造田是弘	宮本　貴範	
4	さぬき市津田町鶴羽	熊野　麻理香	

（注）この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、上記の書類の送達があったものとみなされます。